

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長

警察庁丁保発第118号
平成29年8月1日
警察庁生活安全局保安課長

銃砲刀剣類所持等取締法及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正について
(通達)

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。平成29年6月2日公布）、国税通則法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第112号。平成29年3月31日公布）及び特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第174号。平成29年6月30日公布）がそれぞれ公布され、これに伴い銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。）の一部が改正されることとなったところ、これらの改正の内容は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 改正の内容

(1) 銃刀法の一部改正

現在、銃刀法上、銃砲刀剣類の所持許可を受けようとする75歳以上の者が受けなければならない検査により測定することとされている「記憶機能及びその他の認知機能」及び銃砲刀剣類の所持許可の欠格事由である「認知症」については、介護保険法（平成9年法律第123号）「第5条の2」を引用しているが、今般、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正に伴い、これらの用語の定義が、新設される「第5条の2第1項」に置かれることとなったことから、銃刀法第4条の3第1項及び第2項並びに第5条第1項第3号中の「第5条の2」が「第5条の2第1項」に改められた（官報の一部の写し：別添1、新旧対照表：別添2）。

(2) 銃刀法施行令の一部改正

銃刀法第5条の2第2項第3号は、猟銃の所持の許可を受けようとする者の欠格事由として、銃砲刀剣類等を使用して銃刀法第5条の2第2項第2号に規定する罪以外の凶悪な罪で政令で定めるもの（以下「対象犯罪」という。）を犯して10年を経過していないことを規定しており、銃刀法施行令第12条第2項が対象犯罪を列挙しているところ、同項について以下の改正が行われたものである。

ア 国税通則法施行令の一部を改正する政令による改正

銃刀法施行令第12条第2項第3号において、国税犯則取締法（明治33年法律第

67号) 第22条第2項に規定する罪(申告をさせない等の目的による暴行又は脅迫)が対象犯罪として掲げられているところ、今般、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号。以下「改正法」という。)第10条の規定により、国税犯則取締法が廃止され、同法の規定が国税通則法(昭和37年法律第66号)に編入されることに伴い、国税犯則取締法第22条第2項に規定する罪についても、改正法第8条の規定による改正後の国税通則法第126条第2項に規定されることとなった。このため、改正後の銃刀法施行令第12条第2項において、同項第3号に規定する「国税犯則取締法第22条第2項に規定する罪」が削除され、同項第4号が同項第3号とされ、同項第5号から第21号までが1号ずつ繰り上げられ、同項第22号が同項第21号とされ、「国税通則法第126条第2項に規定する罪」が同項第22号として追加された(官報の一部の写し:別添3、新旧対照表:別添4)。

イ 特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正

銃刀法施行令第12条第2項第25号において、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。)第70条(第6条第3項、第21条第3項、第34条第3項、第44条第3項又は第52条第2項に係る部分に限る。)に規定する罪を対象犯罪として規定しているところ、特商法「第70条」については、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第60号)による改正に伴い、特商法「第70条第1号」とされたことから、銃刀法施行令第12条第2項第25号中の特商法「第70条」が「第70条第1号」と改められた(官報の一部の写し:別添5、新旧対照表:別添6)。

また、特商法第58条の10第3項及び第5項に規定する罪(訪問購入に係る威迫困惑)が新たに対象犯罪として追加された(官報の一部の写し:別添5、新旧対照表:別添6)。

2 留意事項

(1) 施行期日

1 (1)及び1 (2)アについては平成30年4月1日、1 (2)イについては平成29年12月1日、それぞれ施行される(官報の一部の写し:別添1、別添3及び別添5)。

(2) 経過措置

ア 1 (2)アによる改正後の銃刀法施行令第12条第2項(第22号に係る部分に限る。)の規定の適用については、旧国税犯則取締法第22条第2項(改正法附則第140条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)に規定する罪は、改正後の銃刀法施行令第12条第2項第22号に掲げる罪とみなすとされた(官報の一部の写し:別添3)。

イ 施行の時ににおいて1 (2)イによる改正後の銃刀法施行令第12条第2項(第25号(特商法第58条の10第3項及び第5項に係る部分に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)の規定により銃刀法第5条の2第2項第3号に掲げる者に該当することとなる者に対する同法第11条第1項第4号の規定による許可の取消し又は同法第11条の3第1項の規定による年少射撃資格認定の取消しについては、なお従前の例によるとされた(官報の一部の写し:別添5)。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第五十二号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

(介護保険法の一部改正)

第一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二款 介護老人保健施設(第九十四条、第一百五十一条)を」「第三款 介護老人保健施設(第九十四条、第一百六条)」に、「第九十四条、第一百六条」を「第九十四条、第一百五十一条」に改める。

第五条に次の一項を加える。

4 国及び地方公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を包括的に推進するに当たっては、障害者その他の者の福祉に関する施策との有機的な連携を図るよう努めなければならない。

第五条の二の見出し中「調査研究の」を「施策の総合的な」に改め、同条中「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能が低下した状態をいう。以下同じ。」を削り、「応じた」の下に「リハビリテーション及び」を、「ともに」の下に「認知症である者を現に介護する者の支援並びに」を加え、「講ずるよう」を「講ずることその他の認知症に関する施策を総合的に推進するよう」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

国及び地方公共団体は、認知症(脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能が低下した状態をいう。以下同じ。)に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前項の施策の推進に当たっては、認知症である者及びその家族の意向の尊重に配慮するよう努めなければならない。

第八条第八項及び第十項中「介護老人保健施設」の下に、「介護医療院」を加え、同条第二十五項中「及び介護老人保健施設」を、「介護老人保健施設及び介護医療院」に改め、同条第二十六項中「及び介護保健施設サービス」を、「介護保健施設サービス及び介護医療院サービス」に、「又は介護老人保健施設」を、「介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、同条第二十八項中、「要介護者」の下に「であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者」を加え、「同じ」を「単に「要介護者」という」に改め、同条に次の一項を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第二十七条、第二十九条、第三十一条、第三十六条及び第四十七条から第四十九条までの規定 公布の日

二 第一条中介護保険法第五百二十二条及び第五百二十三条の改正規定、同法第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二百四十四條第三項の改正規定、同法附則第十一条及び第十二条の改正規定並びに同法附則第十三条を同法附則第十五条とし、同法附則第十二条の次に二条を加える改正規定、

第二条中健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成十八年旧介護保険法」という。）第五百二十二条及び第五百二十三条の改正規定、平成十八年旧介護保険法第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二百四十四條第三項の改正規定、平成十八年旧介護保険法附則第九条及び第十條の改正規定並びに平成十八年旧介護保険法附則二条を加える改正規定並びに第五条の規定（健康保険法第八十八條第一項の改正規定を除く。）並びに附則第三条から第六条まで、第十八条から第二十一条まで、第二十四条、第二十五条及び第四十四條の規定 平成二十九年七月一日

三 第一条中介護保険法第四十九條の二、第五十条、第五十九條の二、第六十条及び第六十九條の改正規定並びに第二条中平成十八年旧介護保険法第四十九條の二、第五十条及び第六十九條の改正規定並びに附則第十七條及び第二十二條の規定 平成三十年八月一日

（検討）
第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、第八条の規定による改正後の社会福祉法第六十条の三第一項に規定する体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（被用者保険等保険者等に係る介護給付費・地域支援事業支援助納付金に関する経過措置）

第三条 平成二十八年以前各年度における被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）及び健康保険法第二百三條第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会（以下「日雇特例被保険者の保険の保険者」としての協会」という。）に係る介護保険法の規定による概算納付金及び確定納付金については、なお従前の例による。

第四条 平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の介護保険法（以下「第二号新介護保険法」という。）第五百二十二條第一項第一号及び附則第十一条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年において第二号旧介護保険法附則第十一条第一項の規定による改正前の介護保険法（以下「第二号旧介護保険法」という。）附則第十一条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2 平成二十九年度における日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による概算納付金の額は、第二号新介護保険法第五百二十二條第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年において第二号旧介護保険法附則第十一条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第五条 平成二十九年度における被用者保険等保険者に係る介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新介護保険法第五百二十三條第一号及び附則第十二條の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年において第二号旧介護保険法附則第十二條第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

2 平成二十九年度における日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による確定納付金の額は、第二号新介護保険法第五百二十三條第二号の規定にかかわらず、同号の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年において第二号旧介護保険法附則第十二條第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第六条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（附則第二十一条において「支払基金」という。）は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後遅滞なく、平成二十九年度における各被用者保険等保険者及び日雇特例被保険者の保険の保険者としての協会に係る介護保険法の規定による介護給付費・地域支援事業支援助納付金（次項において「納付金」という。）の額を変更し、当該変更後の額を通知しなければならない。

2 介護保険法第五百五十五條第三項の規定は、前項の規定により納付金の額の変更がされた場合について準用する。

（介護老人保健施設に関する経過措置）
第七条 この法律の施行の際現に存する第一条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設（次条において「旧介護老人保健施設」という。）は、第一条の規定による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第八條第二十八項に規定する介護老人保健施設（次条及び附則第二十八條において「新介護老人保健施設」という。）とみなす。

第八条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧介護老人保健施設に入所し、旧介護保険法第四十八條第一項の施設介護サービス費を受けていた介護保険法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者（以下この条において「要介護旧入所者」という。）については、施行日以後引き続き前条の規定により新介護老人保健施設とみなされた当該旧介護老人保健施設に入所している間（当該旧介護老人保健施設に係る介護保険法第四十四條第一項の規定による許可の取消しその他やむを得ない理由により、当該旧介護老人保健施設から継続して一以上の他の新介護老人保健施設に入所した要介護旧入所者にあつては、当該他の新介護老人保健施設に継続して入所している間を含む。）は、新介護保険法第八條第二十八項の要介護者であつて、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居室における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者である要介護被保険者とみなして、新介護保険法第四十八條の規定を適用する。

（共生型居宅サービス事業者等に関する経過措置）
第九条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第七十二條の二第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第十条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第七十八條の二の二第一項各号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町村の条例で定められた基準とみなす。

第十一条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第一百五十五條の二の二第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準とみなす。

第十二条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第一百五十五條の二の二第一項各号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準とみなす。

第十三条 施行日から起算して一年を超えない期間内において新介護保険法第一百五十五條の二の二第一項各号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準とみなす。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 第五条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。次条において同じ。）による改正後の健康保険法（次条において「第二号新健康保険法」という。）第百五十三条及び第百五十四条並びに附則第四条の四から第五条の三まで及び第五条の五の規定は、平成二十九年年度以後の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額について適用し、平成二十八年度以前の各年度における全国健康保険協会に対する国庫補助の額については、なお従前の例による。

第二十五条 平成二十九年年度における第二号新健康保険法附則第五条の規定により読み替えて適用される第二号新健康保険法附則第五条の三の規定による全国健康保険協会に対する国庫補助の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年度において第五条の規定による改正前の健康保険法（以下この項において「第二号旧健康保険法」という。）附則第五条の規定により読み替えられた第二号旧健康保険法第百五十三条第二項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第二十六条 施行日から起算して一年を超えない期間内において第六条の規定による改正後の児童福祉法（次条において「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の十七第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第二十七条 新児童福祉法第二十一条の五の十七の規定の施行のために必要な条例の制定又は改正、児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の規定による同法第二十一条の五の三第一項の指定（新児童福祉法第二十一条の五の十七第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第二十八条 都道府県知事が、医療法第七条の二第一項から第三項までの場合又は第七条の規定による改正後の医療法（次条において「新医療法」という。）第三十条の十二第一項において読み替えて準用する医療法第七条の二第三項の場合において、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第十二号に規定する区域における既存の病床数を算定するに当たっては、新介護老人保健施設及び介護医療院の入所定員数については、平成三十六年三月三十一日までの間、厚生労働省令で定める基準に従い都道府県の条例で定めるところにより、既存の療養病床（同法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。）の病床数とみなす。

第二十九条 医療法第四十四条第一項の規定による認可の手續（医療法人を設立しようとする者が、定款及び寄附行為をもつて、新医療法第四十四条第二項第三号に規定する事項として介護医療院の名称及び開設場所を定めるものに限る。）及び医療法第五十四条の九第三項の規定による認可の手續（医療法人の定款又は寄附行為をもつて、同法に規定する事項として介護医療院の名称及び開設場所を定めるものに限る。）は、施行日前においても行うことができる。

第三十条 施行日から起算して一年を超えない期間内において第十二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（次条において「新障害者総合支援法」という。）第四十一条の二第一項各号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第二項に規定する厚生労働省令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

第三十一条 新障害者総合支援法第四十一条の二の規定の施行のために必要な条例の制定又は改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第三十六条第一項の規定による同法第二十九条の二の指定（新障害者総合支援法第四十一条の二第一項に規定する者の申請に係るものに限る。）の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第三十二条 次に掲げる法律の規定中「第百八十八条第二項」を「第百八十八条第二項第一号」に改める。
一 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第二項
二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十条第一項
（農業協同組合法の一部改正）

第三十三条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。
第八十七条中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改め、「介護老人保健施設をいう。」の下に「又は介護医療院（同法第八条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）を加える。」

第三十四条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。
第十五条第二項中「第二十一条の五の二十九」を「第二十一条の五の三十」に改める。
（生活保護法の一部改正）

第三十五条 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
第十五条の二第四項中「及び同条第二十八項」を「同条第二十八項」に改め、「介護保健施設サービス」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院サービス」を加える。

第三十一条第四項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設」に改め、「介護老人保健施設をいう。」の下に「又は介護医療院（同法第二十九項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）」を加える。
第三十四条の二第二項中「及び介護老人保健施設」を「介護老人保健施設及び介護医療院」に改め、「をいう。以下同じ。」を削り、者をいう。以下同じ。」の下に「をいう。以下同じ。」を加える。

第五十四条の二第一項中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改め、「若しくは介護老人保健施設」を「介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。
別表第二介護老人保健施設の項の次に次のように加える。

介護医療院	可	介護保険法第七十一条の許	同法第百三十三条第二項の規定による介護医療院の廃止があつたとき同法第百三十四条の六第一項若しくは第百五十五条の三十五第六項の規定により同法第百七条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第百八条第一項の規定により同法第百七条第一項の許可の効力が失われたとき。
-------	---	--------------	--

（生活保護法の一部改正に伴う経過措置）
第三十六条 前条の規定による改正後の生活保護法第五十四条の二第一項の指定の手續その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

第三十七条 次に掲げる法律の規定中「第五条の二」を「第五条の二第一項」に改める。
一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の三及び第五条第一項第三号
二 道路交通法（昭和十五年法律第百五号）第九十条第一項第一号の二及び第九十七条の二第一項第三号イ

三 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十七条第二項
四 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七号第二号口

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 新旧対照条文（抄）

○ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）（附則第三十七条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（認知機能検査）</p> <p>第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上のものは、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第五条の二</u>第一項に規定する記憶機能及びその他の認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で当該検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法<u>第五条の二</u>第一項に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法<u>第五条の二</u>第一項に規定する認知症である者</p> <p>四〇十八（略）</p> <p>二〇五（略）</p>	<p>（認知機能検査）</p> <p>第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上のものは、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）<u>第五条の二</u>に規定する記憶機能及びその他の認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県公安委員会は、前項の規定により検査を受けた者で当該検査の結果が認知機能に関し内閣府令で定める基準に該当するものに対し、その者が介護保険法<u>第五条の二</u>に規定する認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>（許可の基準）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらしその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっている者又は介護保険法<u>第五条の二</u>に規定する認知症である者</p> <p>四〇十八（略）</p> <p>二〇五（略）</p>

国税通則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百十二号

国税通則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）の施行に伴い、及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 雑則（第三十九条―第四十三条）」を「第九章 雑則（第三十九条―第四十三条）
第十章 犯罪事件の調査及び処分（第四十

四条―第五十六条）」に改める。

第一条中「、「更正」及び「第二十九条第一項（更正等の効力）」を削り、「、更正又は」を「又は」に改める。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国税庁長官は、災害その他やむを得ない理由により、法第十一条に規定する期限までに同条に規定する行為をすべき者（前項の規定の適用がある者を除く。）であつて当該期限までに当該行為のうち特定の税目に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百

五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申告その他の特定の税目に係る特定の行為をすることができないと認める者（以下この項において「対象者」という。）が多数になると

認める場合には、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

第五条第六号中「更正」を「法第二十九条第一項（更正等の効力）」に規定する更正（以下第四十一条（納税証明書の交付の請求等）までにおいて「更正」という。）に改め、同号口中「納税証明書の

交付の請求等」を削り、同号八中「第十六条第九項」を「第十六条第十項」に改める。

第七条第一項中「延滞税等の特例」を「通知等」に、「依頼により送付された納付書」を「通知」に改める。

（夜間執行の制限を受けない国税）
第五十一条 法第四十八條第一項ただし書（臨検、捜索又は差押え等の夜間執行の制限）に規定する政令で定める国税は、次に掲げる国税とする。

一 消費税法第二條第一項第十一号（定義）に規定する課税貨物に課される消費税

二 酒税

三 石油ガス税

（調書の記載事項）
第五十二条 法第五十二條各項（調書の作成）に規定する調書には、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの事実、日時及び場所並びに質問の調書にあつては答弁の要領及び同条第一項の申立てに係る陳述を記載しなければならぬ。

（申告納税方式による間接国税に関する犯則事件に係る罪）
第五十三条 法第五十五條第二号（間接国税以外の国税に関する犯則事件等についての告発）に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一 酒税法第五十五條第一項又は第三項（罰則）の罪

二 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十七條第一項又は第三項（罰則）の罪

三 揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第二十七條第一項又は第三項（罰則）の罪

四 地方揮発油税法（昭和三十年法律第四号）第十五條第一項又は第三項（罰則）の罪

五 石油ガス税法第二十七條第一項又は第三項（罰則）の罪

六 石油石炭税法第二十三條第一項又は第三項（罰則）の罪

七 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二十三條第一項（罰則）の罪

（通告の方法等）
第五十四条 法第五十七條第一項（間接国税に関する犯則事件についての通告処分等）の規定による通告（以下この項及び次項において「通告」という。）は、通告を受けるべき者に使送、配達証明郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二條第六項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして財務省令で定めるもの方法により法第五十七條第一項に規定する書面を送達して行う。この場合において、使送の方法によるときは、その受領証を徴さなければならぬ。

2 前項の書面には、法第五十七條第一項に規定する理由及び納付すべき旨のほか、通告を受けるべき者の氏名及び住所又は居所、犯則についての詳細な事実並びに同項の規定により納付すべき期間及び場所を記載しなければならない。

3 法第五十七條第一項及び前二項の規定は、同条第三項の規定による更正を行う場合について準用する。この場合において、前項中「場所」とあるのは、「場所並びに同条第三項の規定による更正の内容及び理由」と読み替えるものとする。

4 法第五十七條第一項に規定する没収に該当する物件が、当該職員又は当該職員が適当と認め保管させた者の保管しているものである場合においては、同項の規定による納付は、当該物件を納付する旨の申出書の提出をもつて足りる。

（犯則の心証を得ない場合の供託書の交付）
第五十五条 国税局長又は税務署長は、法第六十條（犯則の心証を得ない場合の通知等）の規定により犯則の心証を得ない旨を犯則嫌疑者に通知する場合において、法第四十四條第二項（領置物件等の処置）の規定により供託した金銭があるときは、供託書の正本に供託金を受け取るべき事由を証する書面を添付し、これを領置又は差押えの際における領置物件等の所持者に交付しなければならない。

（書類の作成要領）
第五十六条 犯則事件の調査及び処分に関する書類（法第三十二條第一項若しくは第三項（臨検、捜索又は差押え等）、第三十三條第一項若しくは第二項（通信事務を取り扱う者に対する差押え）又は第四十七條第四項（鑑定等の嘱託）の許可状の請求に関する書類を除く。）には、毎葉に契印しなければならない。ただし、その謄本又は抄本を作成するときは、契印に代えて、これに準ずる措置をとることができる。

2 犯則事件の調査及び処分に関する書類について文字を加え、削り、又は欄外に記入したときは、その範囲を明らかにして、訂正した部分に認印しなければならない。ただし、削つた部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五條第六号ハの改正規定及び第十四條第二項第二号の改正規定 平成二十九年十月一日

二 第七條第一項の改正規定 平成三十年一月一日

三 目次の改正規定、第一條の改正規定、第五條第六号の改正規定（同号ハに係る部分を除く）、第十一條の改正規定及び本則に一章を加える改正規定並びに附則第三條から第十五條までの規定 平成三十年四月一日

（災害等による期限の延長に関する経過措置）
第二条 改正後の国税通則法施行令第三條第二項の規定は、この政令の施行の日以後に災害その他やむを得ない理由が生じた場合について適用する。

第三条 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令（昭和二十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。）

第十三條第一項中「及び無申告加算税」を、「無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第二項中「添付して」を「添付して」に改め、同条第四項中「あわせて添付しなければ」を「併せて添付しなければ」に改める。

（沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）
第四条 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第七十四條の二第二項第一号中「及び無申告加算税」を、「無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第十四項及び第十五項中「昭和四十七年政令第五百一十一号」を削り、同条第十八項の表揮発油税法第十七條第一項の項中「及び無申告加算税」を、「無申告加算税及び重加算税」に、「行なわれている」を「行われている」に改め、「以下」を削り、同表揮発油税法第十七條第二項の項中「及び無申告加算税」を、「無申告加算税及び重加算税」に、「行なわれている」を「行われている」に改め、同表免税法第七條第一項の項中「及び無申告加算税」を、「無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第四十項を削り、同条第三十九項中「第三十三項又は第三十五項」を「第三十四項又は第三十六項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十八項中「第三十三項」を「第三十四項」に、「第三十五項」を「第三十六項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十三項から第三十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十二項の次に次の一項を加える。

33 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第七十四條の二に次の一項を加える。

41 第三十四項又は第三十六項の規定の適用がある場合における揮発油税及び地方揮発油税に係る国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第五十三條の規定の適用については、同条第三号中「の罪」とあるのは「及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第五百一十一号）第七十四條の二第三十四項又は第三十六項（揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の特例）（これらの規定中揮発油税に係る部分に限る。）の罪」と、同条第四号中「の罪」とあるのは「及び沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第七十四條の二第三十四項又は第三十六項（これらの規定中地方揮発油税に係る部分に限る。）の罪」とする。

(たばこ特別税に関する政令の一部改正)
第五条 たばこ特別税に関する政令(平成十年政令第三百四十五号)の一部を次のように改正する。
 第五条中「に読み替えるもの」を削り、同条の表輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)の項の次に次のように加える。

国税通則法施行令	第四十六条第三号	たばこ税	たばこ税及びたばこ特別税
	第五十三条第二号	の罪	及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成十年法律第百三十七号)第二十一条第一項又は第三項(罰則)の罪

第五条の表国税犯則取締法施行規則(明治三十三年勅令第五十二号)の項を削る。
 (たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第六条 たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令(平成二十七年政令第百五十六号)の一部を次のように改正する。
 本則に次の一条を加える。

(国税通則法施行令の適用の特例)

第三条 改正法附則第五十二条第十四項の規定の適用がある場合におけるたばこ税及び改正法附則第五十五条第十一項の規定の適用がある場合におけるたばこ特別税に係る国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第五十三条の規定の適用については、同条第二号中「の罪」とあるのは、「並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号)附則第五十二条第四項(たばこ税に係る手持品課税)及び第百五十五条第十一項(たばこ特別税に係る手持品課税)の罪」とする。

(検察庁法施行令の一部改正)

第七条 検察庁法施行令(昭和二十二年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項第十四号中「国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)を「国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十一章の規定」に、「調査、検査及び犯則の取締り」を「犯則事件の調査に関する」に改める。

(検察庁法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第八条 前条の規定による改正前の検察庁法施行令第二条第一項第十四号に規定する財務事務官の在職は、前条の規定による改正後の検察庁法施行令第二条の規定の適用については、同条第一項第十四号に規定する財務事務官の在職とみなす。

(国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正)

第九条 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和三十一年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四条第一項」を「国税通則法(昭和三十三年法律第六十六号)第百五十七条第一項」に改める。

(国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 前条の規定による改正後の国の債権の管理等に関する法律施行令第三条(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成二十九年法律第四十七号。以下「改正法」という。)第十条の規定による廃止前の国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号。附則第十二条及び第十四条において「旧国税犯則取締法」という。)第十四条第一項の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金は、改正法第八条の規定による改正後の国税通則法第百五十七条第一項の規定による通告処分に基づき納付する金額に係る徴収金とみなす。

(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正)
第十一条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十二号を同項第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 国税通則法(昭和三十三年法律第六十六号)第百二十六条第二項に規定する罪(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令(以下この条において「新令」という。)第十二条第二項(第二十二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、旧国税犯則取締法第二十二條第二項(改正法附則第四百四十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)に規定する罪は、新令第十二条第二十二号に掲げる罪とみなす。

(海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十三条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令(平成二十五年政令第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十二号を同条第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 国税通則法(昭和三十三年法律第六十六号)第百二十六条第二項に規定する罪(海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令(以下この条において「新令」という。)第五条(第二十二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、旧国税犯則取締法第二十二條第二項(改正法附則第四百四十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)に規定する罪は、新令第五条第二十二号に掲げる罪とみなす。

(財務省組織令の一部改正)

第十五条 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。
 第九十二条第一号中「及び犯則の取締り」を「並びに犯則事件の調査及び処分」に改める。

財務大臣 麻生 太郎
 内閣総理大臣 安倍 晋三

国税通則法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文（抄）

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（抄）（附則第十一条関係）【平成三十年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略）</p> <p>2 第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>〔削る〕</p> <p>三〇二十 （略）</p> <p>二十一 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第七条第二項又は第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>二十二 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二百二十六条第二項に規定する罪</p> <p>二十三 航空機の強取等の処罰に関する法律第一条又は第四条に規定する罪</p> <p>二十四〇四十六 （略）</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等） 第十二条（略）</p> <p>2 第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第二十二條第二項に規定する罪</p> <p>四〇二十一 （略）</p> <p>二十二 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第七条第二項又は第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>〔新設〕</p> <p>二十三 航空機の強取等の処罰に関する法律第一条又は第四条に規定する罪</p> <p>二十四〇四十六 （略）</p>

政令第七十四号

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十号）の施行に伴い、並びに特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第二条第四項第一号、第八条の二第一項第一号、第二十六条第一項第八号二、第六項第二号及び第七項第二号、第四十一条第一項第一号及び第二項、第四十八条第二項、第四十九条第二項第一号口及び第二号、第五十八条の十七第二項第二号、第六十四条、第六十五条、第六十六条第二項、第六十八条並びに第六十九条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。
 第三条の見出しを「（法第二条第四項第一号の政令で定める権利）」に改め、同条中「第二条第四項の指定権利」を「第二条第四項第一号の政令で定める権利」に改める。

第三条の二の次に次の一条を加える。

（法第八条の二第一項第一号の政令で定める使用人）

第三条の三 法第八条の二第一項第一号の政令で定める使用人は、使用人のうち、次に掲げる者とする。

一 営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者

二 法第八条第一項、第十五条第一項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第三項まで、第四十七条第一項、第五十七条第一項又は第五十八条の十三第一項の規定により停止を命ぜられた業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定める者（前号に掲げる者を除く。）

第六条中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項」に改める。

第六条の二中「第二十六条第三項第一号」を「第二十六条第四項第一号」に改める。

第六条の三中「第二十六条第三項第二号」を「第二十六条第四項第二号」に改める。

第六条の四中「第二十六条第四項第一号」を「第二十六条第五項第一号」に改める。

第七条中「第二十六条第四項第三号」を「第二十六条第五項第三号」に改める。

第八条中「第二十六条第五項第二号」を「第二十六条第六項第二号」に改め、同条第一号中「指定権利」を「特定権利」に改め、同条第二号及び第三号中「第七条第一号若しくは第三号」を「第七条第一項第一号若しくは第四号」に、「第七条第二号」を「第七条第一項第二号若しくは第三号」に改める。

第九条中「第二十六条第六項第一号」を「第二十六条第七項第一号」に改める。

第十条中「第二十六条第六項第二号」を「第二十六条第七項第二号」に、「第二十二條第一号」を「第二十二條第一項第一号若しくは第四号」に改め、「なかつたもの」の下に「及び当該取引のあつた日以後において法第二十四条の二第一項各号に該当する契約を締結することを目的としなもの」を加え、「第二十二條第二号」を「第二十二條第一項第二号若しくは第三号」に改める。

第十四條第二項中「及び口」の下に「並びに第二号」を加える。

第十六条の三第二号及び第三号中「第五十八條の十二第一号」を「第五十八條の十二第一項第一号」に、「第五十八條の十二第二号」を「第五十八條の十二第一項第二号若しくは第三号」に改める。

第十六条の四第三号中「当該商品」の下に「、特定権利（法第二条第四項第二号及び第三号に掲げるものに限る。）」を加える。

第十七条第二項中「第六十六條第六項」を「第六十六條第五項」に改める。

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年六月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文(抄)

○銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和三十三年政令第三十三号)(抄)(附則第三条関係)【平成二十九年十二月一日施行】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(人の生命又は身体を害する罪等)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一〇二十四 (略)</p> <p>二十五 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第七十条第一号(同法第六条第三項、第二十一条第三項、第三十四条第三項、第四十四条第三項、第五十二条第二項又は第五十八条の十第三項若しくは第五項に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>二十六〇四十六 (略)</p>	<p>(人の生命又は身体を害する罪等)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一〇二十四 (略)</p> <p>二十五 特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第七十条(同法第六条第三項、第二十一条第三項、第三十四条第三項、第四十四条第三項又は第五十二条第二項に係る部分に限る。)に規定する罪</p> <p>二十六〇四十六 (略)</p>